

7月20日(日)は 第27回参議院議員通常選挙の投票日です

地域の代表者として、私たちの声を国政に届けてくれる人を選ぶ大切な選挙です。あなたの意見や主張を反映させるため候補者の声にしっかりと耳を傾け、皆さんの貴重な1票を無駄にすることなく投票しましょう。

「投票日が7月20日(日)になった場合」の内容について記載しています。投票日が変更となる場合があります。その際は、市ホームページなどでお知らせします。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎23・5438

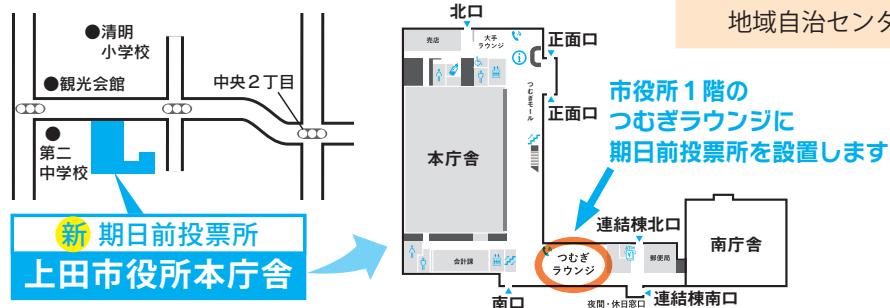
期日前投票は7月19日(土)まで

● 便利な期日前投票をご利用ください

投票日前に投票ができる「期日前投票」の場所や期間などは、表のとおりです。なお、期日前投票は住所地に関係なくどの投票所でも投票ができます。

持ち物 **投票所入場券** ※届いていない場合や紛失した場合でも、投票できます。

● 市役所の期日前投票所の設置場所が変わりました！



選挙管理委員会からのお知らせや、投票所の場所を示す地図などは市ホームページに掲載しています。



市ホームページ

投票できる人は？

平成19年7月21日までに生まれた方で、令和7年7月2日(火)時点で上田市の住民基本台帳に記載されている方。
※令和7年4月3日以降に上田市に転入された方は、転入前に一定期間住民登録のあった市区町村での投票となります。

市内で転居された方

届出日	投票する場所
6月20日(金)以前	現住所の投票所
6月21日(土)以降	前住所の投票所

投票方法

県選出議員選挙 候補者の名前を書いてください。
比例代表選出議員選挙 名簿登載者の名前または政党名などを書いてください。

投票所入場券

7月3日(木)頃までに、世帯ごとに封書形式で郵送します。封書の内側に世帯員全員(最大6名分)の入場券が印刷されています(7名以上の世帯は封書の数が増えます)。入場券に投票日当日の投票所の場所が記載されていますので、ご確認ください。

選挙公報を配布します

候補者の政見などを掲載した「選挙公報」は、新聞折り込みや各家庭の郵便受けに直接投函されます。市役所や各地域自治センターなどでも配布します。

投票時間 7:00～20:00



7月

相談コーナー

相談名	実施日	時間	場所	申込	連絡先
消費生活相談／市民相談	毎週月～金曜日	9:00～12:00 13:00～16:00	市役所(本庁舎)	事前に電話で	上田市消費生活センター ☎75・2535
法律相談(1人年1回、20分)	11日(金)・25日(金)	13:00～16:00		事前に電話で	
行政相談	8日(火)	13:00～15:00		不要	市民課 ☎71・8051
土地境界・不動産鑑定・建築相談／登記法律相談	10日(木)	13:00～16:00		事前に電話で	マンション管理士会 ☎050・7120・6411
マンション管理士によるなんでも相談	23日(水)			事前に電話で	丸子生活環境担当 ☎42・1216
行政相談／登記・法律相談	16日(水)	9:00～12:00	丸子地域自治センター	事前に電話で	丸子生活環境担当 ☎42・1216
行政相談	18日(金)	13:00～15:00	真田地域自治センター	不要	真田生活環境担当 ☎72・0154
女性弁護士による法律相談	10日(木)・24日(木)	10:00～12:00	市民プラザ・ゆう	事前に電話で	市民プラザ・ゆう ☎27・2988 (人権共生課)
女性相談員によるなんでも相談	毎週火曜日	11:00～18:00			
	毎週木曜日 12日(土)・26日(土)	10:00～17:00		2日前までに電話で	市民プラザ・ゆう ☎27・3123 (人権共生課)
認知機能検査	毎週水曜日	9:30～12:00	市役所(本庁舎)	事前に電話で	高齢者介護課 ☎23・5140
若年性認知症・認知症相談	毎週月～金曜日	8:30～17:15			健康推進課 ☎23・8244
ひきこもり相談・こころの相談	相談のうえ決定		ひとまちげんき・健康プラザうえだ		少年育成センター ☎22・8080 (生涯学習・文化財課)
青少年電話相談	毎週月～金曜日	9:00～16:00	—	—	子育て・子育て支援課 ☎23・2000
ひとり親相談・家庭児童相談	毎週月～金曜日	9:00～16:00	ひとまちげんき・健康プラザうえだ	不要	教育相談所 ☎27・0241
児童生徒の教育相談		8:30～17:15		事前に電話で	発達相談センター ☎24・7801
発達相談	毎週月曜日	10:00～17:00	若者サポートステーション・シナノ	事前に電話で	若者サポートステーション・シナノ ☎75・2383 (地域雇用推進課)
わが子の就職等相談会	毎週月・木曜日			事前に電話で	地域雇用推進課 ☎26・6023
求職・労働相談(就労サポートセンター)	毎週木・金曜日	9:00～17:00	勤労者福祉センター	事前に電話で	まいさば上田(生活就労支援センター) ☎71・5552 (福祉課)
生活・就労相談	毎週月～金曜日	9:00～17:00	ふれあい福祉センター	不要	人権共生課 ☎75・2245
外国人住民のための総合相談	毎週月～金曜日	9:00～17:00	市役所(本庁舎) 1階	不要	長野県よろず支援拠点 ☎026・227・5875 (商工課)
中小企業・小規模事業者の経営相談	1日(火)・15日(火)	9:00～17:00	上田合同庁舎	1週間前までにホームページまたは電話で	
	9日(水)	10:00～16:00	市役所(本庁舎)		

※相談内容によっては、時間や申込などに条件がある場合がありますので、連絡先にお問い合わせください。



消費生活センターだより

「〇〇ペイで返金します」と誘導する通販サイトの返金詐欺にご注意を！

通販サイトで商品を注文し代金を前払いした消費者が、販売事業者から「欠品なので〇〇ペイを使って返金します」などと説明され、スマホで返金手続きを行ったところ、返金してもらはずが逆に送金してしまった、という相談が寄せられています。こうした通販サイトは「返金してほしい」という消費者の心理につけ込む「偽サイト」と考えられます。コード決済アプリによってはアカウント同士で残高を「送る」「受け取る」機能があるため、悪意のある相手方の指示に従って操作すると、二重にお金を騙し取られてしまいます。また、消費者自身が操作しているため、コード決済事業者の補償が受けられないケースが多くなっています。

消費者へのアドバイス

- 通販サイトを利用する際は、販売事業者の所在地や連絡先、責任者名などの情報をしっかり確認しましょう。不審なサイトからの注文はやめましょう。
- 商品購入後に「〇〇ペイで返金します」と連絡があった場合は、詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。
- よく知らない相手に対して安易にスマホの画面共有を許可したり、相手の指示に従ってスマホを操作することは絶対にやめましょう。

偽サイトを見分けるチェックポイント

- 日本語の表記が不自然である。
- 希少な商品にもかかわらず入手が可能になっている。
- ブランド、メーカー品なのに大幅に値引きされている。
- 支払方法が振込みや電子マネーに限定され、振込先名義が個人名である。
- キャンセル、返金、返品の手続きがどこにも記載されていない。
- 事業者の名称、住所、電話番号などが明確に表記されていない。



不安に思ったり、トラブルになった場合には、一人で悩まず、上田市消費生活センター(☎75・2535)や消費者ホットライン(☎188)にご相談ください。